

お問い合わせ先一覧

- 町役場
☎096-234-1111 (代表)
- 町教育委員会
(町生涯学習センター)
☎096-234-2447 (代表)
- 町総合保健福祉センター
☎096-235-8711
- 町水道管理センター
☎096-234-0755
- 町民センター
☎096-234-2459
- 町学校給食センター
☎096-234-0255
- 町老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
☎096-234-0423
- 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
☎096-282-0688
- 上益城消防署
☎096-282-1955
- 御船警察署
☎096-282-1110
- 上益城広域連合
☎096-237-2891
- 県上益城地域振興局
☎096-282-2111 (代表)
- 県御船保健所
☎096-282-0016
- 県庁
☎096-383-1111 (代表)

町からのお知らせについては、詳しくは町公式サイトをご覧ください。

URL <https://www.town.kosa/kumamoto.jp/>

お知らせ

平成28年熊本地震義援金配分申請の期限を延長します

県では、平成28年度熊本地震義援金の受付を行っています。熊本地震の被災地の復興・復興や被災者の生活再建にまだまだ時間を要していることから、義援金受付を1年延長しており、これに伴って人的被害および住家被害(全壊、半壊および解体)、一部損壊世帯への義援金配分申請期限の延長を次のとおり決定しました。

町の義援金配分申請についても併せて延長しますので詳細についてはお尋ねください。
▼人的被害および住家被害(全壊、半壊および解体)、一部損壊世帯への義援金配分申請期限
令和3年5月13日(木)

※非課税世帯への義援金配分申請期限の延長は行いません

▼お問い合わせ先
町住民生活課

☎096-234-1113
(内線105)

加算支援金の申請期限が1年間延長されました

被災者生活再建支援金とは、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活再建を支援するものです。

「被災者生活再建支援金(加算支援金)」の申請期限が次のとおり1年間延長となりました。

▼延長後の申請期限
令和3年5月13日(木)

▼対象世帯

①住宅が「全壊」または「大規模半壊」の被害を受けた世帯

②住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのまゝにしてしまうと非常に危険であり、修理するにはあまりにも高い経費が掛かるため、これらの住宅を解体した世帯(「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます)

※震災時点で被災した住宅に現に居住していた方が支援金制度の対象となります

▼支援金の支給額

加算支援金の支給額は、住宅の再建方法(「建設・購入」「補修」「賃貸」)に応じて異なります。

支給額や申請方法などの詳細は町福祉課へお尋ねください。

▼お問い合わせ先

町福祉課
☎096-234-1114
(内線144)

戸建て木造住宅の耐震改修を支援します

町では、地震に備えて町民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、次の要件を満たす戸建て木造住宅において耐震改修工事などの支援を行っています。

▼対象の住宅

次に掲げる要件を全て満たす住宅

- ・ 現に住宅所有者の居住の用に供されている、階数が3階以下の木造住宅(併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの)
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの
- ・ 建築基準法に係る違反がないもの

・ 過去に同一事業からの補助

日曜当番医

月 日	当番医	電話番号
4月5日	荒瀬病院	096-234-1161
4月12日	谷田病院	096-234-1248
4月19日	荒瀬病院	096-234-1161
4月26日	甲佐眼科クリニック	096-235-5600

町税などの滞納処分(2月分)

種 別	件数・金額など
捜 索	0件
差し押さえ件数	6件
公 売 回 数	0件
出 品 数	0件
滞納処分関連収入	277,874円

古きを訪ねて甲佐町を知る

甲佐町の文化財探訪 ～第79回～

「甲佐の民謡 津志田のなまず塚」北里 義友 町文化財保護委員（津志田区）

むかし、白旗の山出地区にとて
も美しい娘さんがいました。村の
若者達は「自分のお嫁さんにしたい
」と押しかけましたが全く相手に
されず、若者達は諦（あきら）
めかけていました。ところが、『娘
のところに向こう岸から男が遊び
に来ている』とうわさがたち始め
ました。そこで若者達はお盆の夜
に待ち伏せし、娘のところに来た
男に暴力をふるいました。その男
は暗闇にまぎれて息絶え絶えに逃
げ去りました。

夜が明け、道には血の跡が緑川
対岸の津志田まで続いており、川
の淵に大きななまずが死んでいま
した。娘のところに通っていた男
はなまずだったようです。

その翌日から山出地区の馬が
次々に死んでいき、大騒ぎになり
ました。若者達は『これはなまず

の祟り（たたり）だ』と思い、な
まずを手厚く葬（ほうむ）り祠（ほ
こら）を建てて、霊を慰め（なぐ
さめ）祀（まつ）りました。それ
から山出地区の馬も死ななくなっ
たそうです。そして、人々はその
祠を「なまず塚」とよぶようになり、
馬や牛の神様、また水神さんとし
て大切に祀りました。

これは、甲佐町の民話「なまず
塚」の内容ですが、この塚は、津
志田の五色山の麓に有り、ご近所
の方のご厚意により大切に維持・
管理されています。

津志田区に残るなまずが祀
られたと伝わる祠



を受けていないもの
・耐震診断の結果、倒壊の危
険性があると判断されたも
の（耐震診断がお済でない
人は熊本県戸建て木造住宅
耐震診断士派遣事業をご利
用ください）
対象者
・住宅の所有者で、税金など
の滞納がない者

■補助事業内容

- ①耐震改修設計費補助
補助対象事業費の3分の2
（補助限度額20万円）
 - ②耐震改修工事費補助
補助対象事業費の50%以内
（補助限度額118万円）
 - ③耐震改修設計・耐震改修工
事一括
補助対象事業費の80%以内
（補助限度額130万円）
 - ④建替え設計・建替え工事一括
補助対象事業費の80%以内
（補助限度額130万円）
 - ⑤耐震シェルター工事
補助対象事業費の50%以内
（補助限度額20万円）
- 補助対象事業費の80%以内
（補助限度額130万円）
- 補助対象事業費の50%以内
（補助限度額20万円）
- 申し込み期限
12月18日（金）午後5時

■お問い合わせ先 町教育委員会社会教育課

☎ 096-234-2447（内線 322）

※土・日曜日、祝日は除きま
す
※本補助事業を申請する場合
は、町建設課への事前相談
が必要です
▼申し込み・お問い合わせ先
町建設課
☎ 096-234-1183
（内線162）

お住まいの耐震診断
をしませんか
県では、お住まいを耐震診
断士が訪問し、目視および図
面などにより地震に対する強
さを診断する事業を実施して
います。
▼対象者
原則として、住宅の所有者
▼診断費用
・住宅の図面がある場合（現
況と図面が一致し、筋かい
の位置が明示）
5,500円
・住宅の図面がない場合
19,000円
▼申し込み方法
申込書に必要事項を記入し
て、郵送してください。ご不
明な点はお尋ねください。
▼申し込み・お問い合わせ先
熊本県建築住宅センター
（熊本市中央区水前寺6、
32-1）
☎ 096-385-0771

environmental preservation

クリーンセンターへのごみ搬入量（2月分）

種 別	搬入量	前月比較	前年比較
可燃ごみ	176,280	△35,910	1,760
資源ごみ	18,550	△3,560	△5,390
粗大ごみ	4,700	△30	490
合 計	199,530	△39,500	△3,140

※単位：t

traffic safety

事件・事故件数

種 別	発生件数	
	2月	年累計
人身事故	0	0
物損事故	12	25
盗難など	2	2

2月29日現在

fire prevention

出動火災件数

種 別	発生件数	前年比較
家 屋	0	(0)
原 野	0	(0)
そ の 他	5	(5)
合計件数	5	(5)

3月15日現在（カッコ内は前年比較）

お知らせ

新型コロナウイルス感染症 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめなどがあつてはなりません。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながる可能性があります。最新の正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

熊本県人権センターでは、新型コロナウイルス感染症に関連した人権に関する相談を受け付けています。

お問い合わせ先
熊本県人権センター

096-384-5822

午前9時～正午／午後1時～午後4時（土・日曜日、祝日を除きます）

児童扶養手当などの支給額 が変更になりました

4月から福祉に関する手当の支給額が次のとおり変更になりました。

▼児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

●対象児童が1人のとき

（月額）

・全額支給 43,160円

・一部支給 43,150円

・10,180円

●対象児童が2人のとき

10,190円加算

※一部支給の場合の加算額は、

10,180円～5,100円

●対象児童が3人以上のとき

1人につき6,110円加算

甲佐町道路整備計画

■町の道路整備計画の見直しを行いました

町では、町民の日常生活に必要な安全性・利便性を確保した道路整備事業を推進するため「甲佐町道路整備計画」を平成21年度に策定しています。

この計画は、今後整備すべき道路の位置づけを明確にするため、基本方針や評価基準を定め、その評価基準によ

り整備予定路線の評価を実施することで道路整備の透明性の確保と効率化を図ることを目的としています。

今回、計画に基づき「どこに、どんな道路が、いつごろ必要か」を具体的に示した「道路整備5カ年計画」の見直しを行いました。

■道路整備5カ年計画（令和2～6年）

町では、平成26年に策定した「道路整備5カ年計画」が令和元年で終了することに伴い、地域の要望や実状などを踏まえた整備計画の見直しを行いました。

今後、広域的な道路網を形成する上で不可欠な幹線町道などの骨格道路3

路線と集落内の生活道路7路線を計画に登載。今回の見直しで、新規3路線を含む合計10路線の整備に重点的に取り組んでいきます。

なお、計画については、地域の要望や財政状況、事業進捗状況などに応じて、適時見直しを行います。

	路線名	事業地（起点～終点）
骨格道路	大 町 塔 ノ 木 線	中早川橋～町道船津上早川線
	上 揚 井 戸 江 線	県道三本松甲佐線井戸江入口～井戸江集落～小鹿集落
	（仮称）乙女橋御船線	松ヶ崎妙見谷線～御船町
生活道路	西 寒 野 打 越 線	西寒野字千才丸～東寒野字尾北
	仁 田 子 古 川 線	大町公民館付近～国道443号
	迫 線	県道今吉野甲佐線～町道船津堅志田線
	早 川 下 糸 田 線	下糸田集落～県道宇土甲佐線
	下 豊 内 上 揚 線	上揚集落～県道三本松甲佐線
	古 閑 八 丁 線	古閑集落～県道嘉島甲佐線
	大 峯 線	大峯集落～県道稲生野甲佐線

▶お問い合わせ先 町企画課 ☎096-234-1115（内線151）

甲佐町総合型地域スポーツクラブ 「I-YOU スポーツ&カルチャークラブ」 4月のアユスポ・カレンダー

今月のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小中学校体育館などの貸出を中止しています。

各スポーツ活動の実施状況については、町教育委員会までお尋ねください。

●スポンジテニス& バドミントン

甲佐小体育館

月曜日（祝日除く）午後7時30分

●少年柔道スクール

甲佐中武道館「甲心館」

・中学生の部

月・水・木・金・日曜日

・小学生の部

月・水・金曜日

いずれも午後7時

●卓球

町生涯学習センター・ホール

水・金曜日（祝日除く）午後7時

●ノルディックウォーキングスクール

白旗小体育館

第1・3月曜日 午後7時

乙女小体育館

第1・2・3金曜日 午後7時

●トランポリンスクール

特別養護老人ホーム桜の丘

金曜日 午後5時30分

●サッカースクール

甲佐中グラウンド など

火・木・金曜日 午後7時

土・日曜日 不定期

●女子サッカースクール

甲佐中グラウンド など

水・金曜日 午後7時30分

土・日曜日 不定期

●ジュニアバスケットスクール

※ 場所・時間ともに不定期の為
お問い合わせください。

■お問い合わせ先

町教育委員会社会教育課

☎096-234-2447（内線325）

ご支援ありがとうございます

ふるさと甲佐 応援寄附金

ふるさと納税のお礼の品として贈呈している本町の特産品を紹介します。



「マシュマロ」
こうさんもん No.8
混ぜ込まれたカステラがアクセント
▶ (資)池田製菓舗
☎096-234-0118



「うなぎ蒲焼き」
こうさんもん No.9
外はこんがり、中はふっくら
▶ 山本建設(株) 甲佐養鰻場
☎096-285-3452

▶ 町公式ウェブサイト
「ふるさと納税」ページ
<https://www.town.kosa.kumamoto.jp/q/aview/136/233.html>

「ふるさと甲佐応援寄附金」にご協力いただきまして、ありがとうございます。

▶ ご寄付いただいた皆様
お名前 住所
・金澤 憲吾様 東京都
・高橋 久人様 千葉県 ほか

▶ 令和元年度寄附金額合計
10,345,000円
(2月29日現在)

■ お問い合わせ先
町地域振興課
☎096-234-1154 (内線232)

※一部支給の場合の加算額は、6,100円～3,060円

▼特別児童扶養手当
在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して支給される手当

・特別児童扶養手当1級(月額) 52,500円
・特別児童扶養手当2級(月額) 34,970円

▼特別障害者手当
在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給される手当(月額) 27,350円

▼障害児福祉手当
在宅で重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対して支給される手当(月額) 14,880円

▼経過的福祉手当
福祉手当制度の廃止後、福祉手当を受給していたもの(20歳以上)で特別障害者手当の要件には該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者に対して従前の例により支給される手当(月額) 14,880円

申告所得税の振替納税口座からの振替納付日の変更
国税庁では、確定申告会場を開設し、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告相談に応じています。政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、4月16日(木)まで延長します。

これに伴い、申告所得税および個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても次のとおり、変更となりました。

▼変更後の振替納税日
・申告所得税 5月15日(金)
・個人事業者の消費税 5月19日(火)

▶ お問い合わせ先
熊本東税務署
☎096-369-5566

くらし安全

「JKビジネス」はNO!

近年、都市の繁華街を中心に女子高生などによるマツサージ、会話やゲームを楽しむなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、

「JKビジネス」と呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高生などが客から児童買春の被害に遭うといったケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

▶ トラブルに遭った際は警察安全相談専用電話(＃911)または、最寄の警察署までご相談ください。

● スマホの約束6か条
・会わないで!(知らない人と)
・撮らないで!(自分の裸を)
・画像を送らないで!
・個人情報を書き込まないで!
・悪口を書き込まないで!
・いじめないで!(ネットを使って)

▶ お問い合わせ先
御船地区防犯協会連合会(御船警察署内)
☎096-282-1110

町生涯学習センター・ギャラリーモール展示のお知らせ ～4月～

●ギャラリーモール展示作品を募集します

町教育委員会では、町生涯学習センター・ギャラリーモールにて展示する作品を募集しています。絵画や写真、手芸作品などの文化活動の成果を発表する場などとして、ぜひご利用ください。

●お問い合わせ先 町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447



◀3月の「水彩画作品展示(こけい水彩)」の様子